

岡山地方検察庁

検事正 花崎 政之 様

不当な公訴を直ちに取下げをを求める要請書

倉敷民商弾圧事件で、一審・岡山地裁は、広島国税局査察官の報告書を鑑定書として認めて、禰屋町子さんを有罪とした。しかし、2018年1月12日、広島高裁岡山支部は、同報告書を鑑定書としたことは違法として、一審判決を破棄し、審理を地裁に差し戻す判決を言い渡した。

この高裁判決は、差し戻し審の在り方について、「差し戻し後の第一審においては、まず、適切な争点整理が行われるべきであり、検察官は真に立証すべき事実は何であるかということ吟味して、その主張を具体的に明らかにすべきである。そうすれば、おのずと必要な証拠は絞られ、その範囲も明らかになると考えられる」と示唆した。

差し戻し判決から5年間、公判が開かれなかった。この責任は、高裁判決の指摘にもかかわらず、立証に関わる証拠を整理し、主張を具体的に明らかにすることが大幅に遅れた検察官にある。

そもそも人を起訴することは、「この人は犯罪者だ」と世間に公にすることであり、それだけで人の人生を狂わせるほど極めて重い行為である。当然、起訴するにあたっては、慎重に捜査し検討の上、立証のための主張とそれを裏付ける証拠が整理されていなければならない。検察官が、すみやかに主張や証拠を整理できなかったこと、くわえて事件から9年も経って、「脱税の遁脱（ほだつ）額が違っていた」と訴因の変更を申し立てたこと自体、禰屋さんに犯罪の根拠がなかったことを示すものである。

このような検察官の無責任・不誠実な態度が許されるのか、これで「公益の代表者」（検察庁法第4条）と言えるのか。検察官の姿勢は、司法の信頼を極めて損なうものである。

無実を訴え続けている禰屋さんは、9年間も被告人とされたままである。このような事態は、憲法37条（「被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利」）に違反し、禰屋さんの大切な人生を不当に侵害するものである。

検察が、直ちに公訴を取下げよう強く求める。

202 年 月 日

団体名